

# 一九二〇年におけるルール蜂起と

## ワイマール連合の退場

中 村 幹 雄

【要約】一九二〇年三月におこなわれたカップの軍事クーデターは、ワイマール共和国成立以来、右派勢力の側から企てられた共和主義政府打倒のための、最初の大規模な実力行動であった。しかしこのカップの一揆は、労働者のゼネストによってもろくも敗退する。一揆への勝利ののち、ドイツ労働総同盟をはじめとする労働組合は、ゼネスト終結の条件として、政府与党との間に「八カ条協定」を結び、政治上、経済上の広汎な民主化を実現しようとした。だがカップ一揆に触発されて、ルール工業地帯にプロレタリア独裁の樹立をめざす労働者の武装蜂起がおこり、この蜂起の鎮圧のさいにおけるワイマール連合内閣の振舞は、左右両派から激しい非難をあげせかけられた。一九二〇年六月六日に国会選挙がおこなわれたとき、ワイマール連合内閣にたいする選挙民の批判がくだされる。この選挙において、ワイマール連合政党は敗北し、その結果、とりわけ社会民主党は共和政治の舞台において、主導的な地位を保持できなくなり、代って一九一八年十一月以来はじめて重工業の利益政党、ドイツ人民党が加入するブルジョワ連合内閣が成立する。そしてこの内閣のもとで、労組の民主主義的要求は全面的に流産させられてしまう。一九一八年十一月以降ドイツ史の歩みが、社会民主主義的労働者の主導下に、未来への展望にとんだデモクラシーを樹立しようとした限りでは、その試みは一九二〇年夏に最終的に失敗したのである。

### ま え お き

一九二〇年三月十三日に挙行されたカップ一揆は、労働者のゼネストという素早い対抗手段によって脆くも敗退す

るのであるが、一揆の終焉ののち、ドイツ労働総同盟ADGBをはじめとする労働組合は、たんにカップの軍事クーデターにたいする勝利に満足するばかりではなく、ゼネスト終結の条件として、政治、行政、軍事、経済の各方面に

わたる広汎な民主化要求を政府与党に提出し、その実現の確約をえたのちに、始めてゼネストを中止し、労働再開の指令を発したのであった。もし当時、労組によつて提出された民主化要求が、ほぼ全面的に実現されていたならば、それは一九一八年十一月の日々以来、民主化過程の、いわば後退してゆく発展をおしとどめ、ワイマール共和体制の内部に、もつと実質的な民主化の滲透を可能にしたかも知れない。しかし、この民主化要求を結局は挫折へと導いたものは、カップのクーデターに触発されてルール工業地帯におこつた、労働者の武装蜂起にたいする、政府の振舞及びそれへの批判となつて現れた一九二〇年六月六日の選挙結果であつた。この選挙ののち、もはや議会内多数を制することができなくなつたワイマール連合内閣は退場し、代つて十八年十一月以来、始めてブルジョア連合内閣が成立するのであり、このブルジョア連合内閣のもとで労組の民主化要求は全面的に流産させられるのである。それ故民主化要求の挫折という見地からみれば、かつてA・ローゼンベルクがのべたように「カップ一揆は軍人の敗北ではなく、労働者の敗北におわつた」<sup>①</sup>ともいいうるのであり、労組の

民主化要求のもり上りは、民主化過程の退潮における、いわば最後のゆれかえしの大波であり、それがまたしても何らの痕跡を止めることなく消えさつていつたということが出来るであらう。本稿において、わたくしはルール蜂起とワイマール連合退場との関連を取上げ、労組の民主化要求の流産の前提を幾分とも明らかにしたいとおもう。

<sup>①</sup> Arthur Rosenberg, *Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik* (Frankfurt a. M., 1958), S. 368.

## 一 カップ一揆とルール蜂起の進展

三月十三日早朝に開始されたカップのクーデターは、ワイマール共和制成立以来、右派勢力の側から企てられた共和主義政府打倒のための、最初の大規模な実力行動であり、その確実な勝利は疑いもなく帝制の復興へと通ずる可能性をはらんでいた<sup>①</sup>。即ちこの日、首都ベルリンを占領したのちに成立したカップ政府は、ドイツ国民あての布告を発し、祖国への叛逆行為としてのストライキや新秩序への反抗を厳しく抑圧するという方針を掲げるとともに、「ドイツ共和国の旗印は黒―白―赤（第二帝制代の国旗―筆者）で

ある」<sup>②</sup>とうたつて、帝制復帰への意図をはのめかした。

これにたいし、ドイツ労働総同盟は同じく十三日に一揆への対抗手段としてゼネストを決議し、<sup>③</sup>またベルリンを退避した大統領エーベルト、首相バウアーをはじめ、社会民主党閣僚及び党首たちの署名づきのゼネスト布告が発せられた。即ちその布告はいう——「軍事一揆がおこなわれた。バルチックの傭兵たちは、共和国を打倒し、リュトヴィッツとカップを首班にいただく独裁政府を樹立しようとして企てた。労働者、同志よ。われわれは今日血なまぐさい傭兵連隊に服従するために、革命をおこなつたのではない。われわれはバルチックの犯罪者とは妥協しない。一年全体の事業はうちくだかれ、諸君がつかひ犠牲をはらつて獲得した自由は破壊されるようになるであらう。……かかるが故に徹底的な防禦手段が要求される。ルーデンドルフらの軍事独裁が支配する限り、どの経営も運営されてはならない。それ故に、労働を放棄せよ。ストライキに入れ。この反動的な徒党の息をとめ、共和国の確保のために凡ての手段をもつてたたかえ。……そこにウィルヘルム二世の復帰を防ぐ唯一の手段がある」<sup>④</sup>。こうしてカップ臨時政府とワイマ

ール連合にたつバウアー政府とは真正面から対抗することとなつたのである。

三月十三日におけるベルリンの事件の知らせは、やがてルール地方にも伝わつてきた。このルール工業地帯は、第一次世界大戦の末期以来、左翼急進主義活動の一つの中心地であり、しばしば激しいストライキや流血事件がおこり、過激な煽動がくりひろげられて、不安と緊張が著るしくたかめられていた地帯であつた。<sup>⑤</sup>このような情勢に対処するため、政府は社会民主党のゼフェリングをライヒ及び邦全権委員に任命し、公共の秩序を維持するに必要な広汎な権限を与えていたが、武力を必要とする場合には、ゼフェリングは第六防衛管区司令官ウァッター將軍と密接に協働することとなつていた。<sup>⑥</sup>だがウァッター將軍の指揮下にある部隊は、反共和主義的なあの義勇軍 *Frei Corps* からなりたつており、彼らの駐在はルール地方における緊張を減ざるところか、逆に激化させる傾向にあつた。これらの義勇軍に加入していたものの多くは、戦争によって日常の市民生活への適応を失ひ、戦闘の技術だけをしり、残虐行為と破壊、興奮と冒険の世界に憧れる異常心理の持主であり、

とくに共和制やボルシェヴィズムは彼らの憎悪的であつた。そこで彼らの粗暴で無軌道な振舞は、ルールにおいても、しばしば労働者との間に紛争をまきおこし、彼らの駐在は、かえつて摩擦を激化させる方向に作用していたのである。

ベルリンの事件の噂さは、三月十三日の正午頃には、ミューンスターにおかれていたウァッターの司令部にも伝わつてきた。バウアー政府と直接の連絡をとる可能性はすでに失われており、しかも全権委員ゼフェリングも、その時刻にはミューンスターにおらなかつた。そこでウァッターは自らの方針で最初の決定を下さなければならず、まず指揮下の部隊にたいし、平安と秩序を守るために待期し、これが侵害された場合にのみ、軍を出動させるといふ指令を發し、またルール地方の一般市民にも、同様に秩序の維持と業務の継続をすすめる布告を發したのであつた。しかしこのさい、ウァッターはバウアー政府あるいはカップ政府のどちらに賛成であるかという、彼自身の立場については、なんの表明もおこなわなかつた。十三日の夕刻からは、ゼフェリングとウァッターとの会談がおこなわれ、席上ゼフェ

リングはウァッターにたいし、カップ一揆に反対し、バウアー政府をはつきりと支持することを要求したが、ウァッターは政治的立場を表明することなく、ただ秩序の維持を自己の課題とみなすという回答をおこなつた。そして翌日にも労組指導者をまじえた会談において、ゼフェリングから同じ希望がのべられ、しかも同席の労組指導者の一人からウァッターの曖昧な態度に激しい非難がなされたのに拘らず、ウァッターはゼフェリングの申出を拒否したのであつた。

このような会談がおこなわれていた間、ルールにおける情勢は極度に險惡な様相を深め、義勇軍と労働者との武力衝突へと事態は進展してゆく。カップ一揆への反応は義勇軍の間にもみられるようになり、ミュールハイムにあつたシュルツ義勇軍の兵營には黒―白―赤の帝制旗が掲げられて、カップ政府の成立を祝う演説がおこなわれ、デュッセルドルフの軍隊指揮官もカップ政府賛成を表明し、同様にレムシアイドにあつたリュッツォー義勇軍も兵營や市庁舎に帝制旗を掲げて、つぎの事態に待期してゐた。またリヒトシュラーク義勇軍の指揮官も憲法への忠誠が疑われるよ

うな演説を部隊の中でおこなっていた。義勇軍の側でこのような動きがみられる一方、労働者の側も一揆には敏感な反応を示す。すでに十三日に当地の社会民主党はゼネストを呼びかけ、ライン＝ウエストファーレンの主要な都市には、ストライキの波が広がるようになった。またカッパ一揆とゼネストの呼びかけは、ライン＝ウエストファーレン地区の共産党には絶好の機会を提供したようであった。即ち同党は早くも十三日に布告を発し、エーベルト＝ノスケ政府擁護の線をこえて、労働者評議会の全権掌握、プロレタリア独裁樹立のための武装蜂起を訴えるのである。<sup>⑭</sup>この日以降、ルールの諸都市において、労働者側と、軍隊及び一般市民から構成された武装自警団 *Einwohnerwehr* との間に、流血事件が頻発するが、労働者側は評議会制度にもとづくプロレタリア独裁及び発達した経済部門の即時社会化を要求する、ニーダー＝ライン地方の社会民主党、独立社会民主党、共産党の統一アッピールにみられるように、<sup>⑮</sup>党派の相違をこえて協働し、各地で行動委員会や執行委員会を結成して、軍隊と対抗するようになり、こうしてルール地方はいまや義勇軍と労働者勢力との武力衝突のただ中

におかれることになったのである。

三月十五日、労働者側がヴェッター市における戦闘で最初の勝利を収めたのちには、いわゆる赤軍 *Rote Armee* が結成されることとなり、<sup>⑯</sup>赤軍は急速に組織を拡大するとともに、効果的な戦闘力を発揮して、ほぼ三月二〇日までに、ドルトムント、ポツヒューム、ゲルゼンキルヘン、ミュールハイム、レムシアイド、ハムボロン、デュイスブルクなどのルールの主要な都市を手中に収め、ライン川とリッペ川を結ぶ線からデュッセルドルフにいたるまでの東南の全地域を支配下に入れた。<sup>⑰</sup>こうしてドルトムントのあるコムニストは書く——「ルールはプロレタリアの手中にある。……プロレタリアの革命的闘争についての世界史をよむとき、ルールの勝利はロシアの勝利のつぎに位置するであろう」。<sup>⑱</sup>また独立社会民主党左派系の「ルール・エコー」紙は三月二〇日に自信にみちて叫ぶ——「ドイツ人民には、唯一つの救済策があるだけだ。即ち赤旗はドイツ全土に勝利にみちてはためかなければならない。ドイツはソビエト共和国にならなければならない。そしてロシアと結合して、世界革命の近い勝利、世界社会主義の近い実現のための確

実な保障とせられなければならない」。

- ① Walter H. Kaufmann, *Monarchism in the Weimar Republic* (New York, 1953), pp. 88~90. 村瀬興雄『ドイツ現代史』(東大出版会・一九六二年・第五版)二七二頁以下。なおらわゆるカップ一揆とは、国家人民党員カップとスルリン軍司令官リヒトヴィッツを指導者とし、最近までバルト地方でホルン・ヒュイストとたたかっていたエマンホルト義勇軍が軍事的実力行動の中心をなしたものである。
- ② *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart*, Johannes Hofffeld(ed.), Bd. III, S. 114.
- ③ 有名な同日「職員」ホロノフ・カノーの組合では自由被用者連盟 AFA の幹部がキエヌマ呼ぶかけを決闘し、十五日にはキリスト教労働組合 Christliche Gewerkschaften、十六日にはドイツ人官吏同盟 Deutsche Beamtenschaft、ドイツキリスト教労働者の会(Heinz J. Yaraun, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat: Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens 1890~1920* [Düsseldorf, 1956], S. 173).
- ④ Hans Spethmann, *Die Rote Armee an Ruhr und Rhein: Aus den Kämpfen 1920* (Berlin, 1930), S. 21.
- ⑤ 例えは第一次大戦後の状況に「Peter von Oertzen, "Die großen Streiks der Ruhrbergarbeiterschaft in Frühjahr 1919," *Vierteiljahrshefte für Zeitgeschichte*, 6 Jg. H. 3, 1958, S. 231~262.
- ⑥ Carl Severing, *Mein Lebensweg*. Bd. I, *Von Schlosser zum Minister* (Köln, 1950), S. 239; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 10. なおキエヌマは、ノーバ蜂起の日に「なるは彼自身」の行動を記した著述『1919/1920, in *Wetter- und Watterwinkel* (Bielefeld, 1927) が公刊されて「なるが参照すべきであった。
- ⑦ 藤原一『ドイツ革命史序説』(岩波書店・昭和三十一年)二〇六~二二一頁以下。山口定『ホルン・ヒュイヤー』(三一社・一九六二年)三八~四一頁を参照せよ。
- ⑧ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 34~35.
- ⑨ C. Severing, *op. cit.*, S. 257~258.
- ⑩ Erwin Brauer, *Der Ruhrkampfstand von 1920* (Berlin, 1930), S. 16~17.
- ⑪ C. Severing, *op. cit.*, S. 259.
- ⑫ E. Brauer, *op. cit.*, S. 21; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 20.
- ⑬ E. Brauer, *op. cit.*, S. 23; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 23~24.
- ⑭ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 29.
- ⑮ *Ibid.*, S. 60~64.
- ⑯ E. Brauer, *op. cit.*, S. 27~44; Robert G. L. Waite, *Vanguard of Nazism: The Free Corps Movement in Postwar Germany 1918~1923* (Harvard University Press, 1952), pp. 176~177.
- ⑰ R. G. L. Waite, *op. cit.*, p. 177.

③ H. Spehman *op. cit.*, S. 84.

## 二 ビーレフェルト協定と休戦交渉の経過

ルールにおいて激しい戦闘が継続されていた間、他方でベルリンにおいては、すでに三月十七日にカップは退場を声明し、軍事クーデターは脆くも敗退を余儀なくされていた。そして同じ十七日には、シュトゥットツガルトに避難していたバウアー政府は、ゼネスト中止を訴え、労働の再開をすすめる布告を発していたのであった。<sup>①</sup>この状況の中で、ゼフェリングはルール蜂起の平和的解決をはかろうとして、三月二一日に、協議がおこなわれている間は、国防軍はルール地方におくられないという条件のもとで、凡ゆる政治的方向の代表者が事態収拾のための協議に参加するよう呼びかけをおこなった。<sup>②</sup>このさい会談出席への招待は、中央党から共産党にいたるまでの諸政党の地方代表者、地方労働指導者、各都市の市当局者及び蜂起した労働者側の政治的執行委員会にまで及び、また中央政府とプロイセン政府も、相談役として、郵政相ギースベルツ（中央党）とプロイセン農相ブラウン（社会民主点）をそれぞれ協議の席上に派

遣した。<sup>③</sup>だが国防軍の代表は招待されなかった。

協議は三月二三日から二四日にかけて、ビーレフェルトにおいておこなわれた。開会の演説の中で、ゼフェリングはカップ一揆は終焉し、それとともに労働者側の実力行使の必要もなくなった。ルール蜂起はカップ一揆と同様に非法であり、政府は左右を問わず、どのような形でのアナキーを許そうとはしない。会談の目的はルールにおける混乱を終らせるための道と手段を見出すことにある。決着のための第一の必要条件は、赤軍の自発的な武装解除であり、武器の携行を公認されない人々による武器の引渡しであることをのべた。<sup>④</sup>そこでこの趣旨にそう最初の段取りとして社会民主党、独立社会民主党、中央党、民主党、共産党、市当局、労組からそれぞれ代表者がだされ、彼らによって構成された委員会が即時休戦の条件を協議することとなった。そして休戦の条件として、ビーレフェルトで会談が開かれている間は、国防軍は蜂起地帯には進軍せず、また赤軍はリッペ川の南に引退がることが定められた。<sup>⑤</sup>

つぎの段取りは平和解決のための基礎が見出されること

であつた。このさい郵政相ギースベルツが、ゼネストを終らすにあたり、最近ベルリンで労組と政府与党間に結ばれた協定は、ルールの事態解決にあつても役立つであろうという指摘が役にたつた。そこで三月二四日には、いわゆるビーレフェルト協定が起草されるようになったが、これは十七か条にわたつて、ほぼ以下の内容を含んでゐた。

一 協議に出席した政府与党の代表者たちは、ライヒ及びプロイセン政府の新らしい形成にあつては、人事問題がゼネストに参加した労働者、被用者、官吏の労働組合との了解によつて解決され、労組には経済政策及び社会政策上の立法の新規制に決定的な影響力が与えられるよう尽力する。

二 一揆もしくは立憲政府の転覆に責任ある凡てのもの、並びに非法な政府に奉仕した官吏の即時武装解除と処罰。反革命的な企てにたいする防衛において、法に違反したものは、その違反や違法がこの協定の締結前に、だがおそくとも三月二五日午前八時までにおこなわれたものである場合には処罰されない。

三 全行政官庁及び経営管理層からの、とくに指導的地

位にある反革命的人物の徹底的な追放、並びに信頼のける勢力による補充。公的職務において、政治上及び労働組合上の根拠から規制をおこなう凡ての組織代表の再編入。

四 労働者、被用者及び官吏の経済組織も決定に参与しつつおこなわれる、民主的基礎での行政改革の迅速な遂行。

五 労働者、被用者及び官吏に、完全な社会的経済的同一権を与える現存の社会立法の即時完成並びに新社会立法の創設。官吏の自由な権利の急速な導入。

六 職業団体の代表が加入する社会化委員会の決議にもとずき、成熟した経営部門の社会化の即時着手。社会化委員会の召集がたちにおこなわれる。石炭及びカリ・シンジケートのライヒによる引継ぎ。

七 憲法に忠実でなかつた凡ての反革命的軍隊の解散並びに信頼される共和主義的な人々、とくに労働者、被用者及び官吏の軍隊による補充。これによつて解散される部隊は、リユッツォー、リヒトシュラク及びシュルツの軍団である。

八 (省略)

九 現存の執行委員会や行動委員会 Vollzugs- od. Ak-

tionsausschusse は自治体当局と共同して、地区防衛隊 Ortswehr を編成し、武器の引渡しを規制すべきである。

このことは、おそくとも十日以内におこなわれなければならない。そのうち、労働者、被用者及び官吏組織並びに多数派政党（ワイマール連合政党をさす―筆者）から形成される組織委員会が、上述の委員会にとって代り、これが権限ある自治体機関と一致しつつ、安全保障の勤務遂行に協働する。

十 正規の安全保障機関を支持するために必要とされる限り、人口千人あたり三人までの兵力をもつ地区防衛隊が共和主義的な人々、とくに組織労働者、被用者、官吏から形成される。地区防衛隊の形成により自警団は廃止される。

十一 全参加者は、労働者が一人のこらず通常の労働へと即座に復帰するよう影響力をふるうことを義務づけられる。使用者は復帰する労働者を再び雇傭することを遵守する。

十二 弾薬の即時引渡し、並びに徴発及び奪取された軍需品の自治体当局への返還がおこなわれる。

十三 （省略）

十四 これらの協定が忠実に厳守される場合には、国防

軍のライン・ウエストファーレン工業地帯への進軍はおこなわれない。

十五 十六 十七 （省略）

このビーレフェルト協定は、ギースベルツ、ゼフェリングをはじめ、会談に出席した共産党にいたるまでの諸政党、労組及び市当局の代表により署名されたけれども、ゼフェリングは休戦の実現と事態の平和的解決を決して楽観的に考えてはいなかった。事実、会談に招待された蜂起者側の執行委員会の多くは代表を派遣せず、出席した場合でも彼らはビーレフェルト協定に署名しなかつたし、<sup>④</sup>そしてほかならず協定成立の二四日に、ウェーゼル方面の国防軍にたいする赤軍の攻撃がおこなわれたのであった。この場合、労働者政党と労組の代表の立場、及び蜂起者側の執行委員会の立場とは全く別箇のものであり、そこには統一的な連繫も指導もなかつたのである。

だがゼフェリングはビーレフェルト会談には、もし協議が成功したならば、ただ憲法擁護にだけ立上った温和な労働者たちを、蜂起の陣営からひきはなすことができるであろうという期待をかけていたが、<sup>⑤</sup>この点においては彼は成

功を収めることになるのである。即ち、ルール蜂起の軍事上及び政治上の統一の指導権をえようとして、ハーゲン市に成立していた中央執行委員会（独立社会民主党右派指導）

は、ビーレフェルト会談に先立ち、すでに三月十八日にはゼネスト終結を決議し、二〇日にはライン＝ウエストファールン工業地帯の三労働者政党の会議を開いて、レーテ独裁反対、ワイマール憲法擁護を決議していたのであるが、ビーレフェルト協定成立ののちには、結局これへの賛成を表明するにいたった。しかし独立社会民主党左派及び共産党系の蜂起労働者たちは、なお銚を収めようとはせず、戦闘の継続とレーテ共和制樹立を主張して、三月二五日にあつたにエッセン市に中央評議会（独立社会民主党左派八人、共産党七人、社会民主党一人）を設け、ルール地方の諸都市に形成されていた行動委員会や執行委員会の統一的指導にあたることとなった。<sup>⑩</sup>そこで戦闘はリッペ河畔とウェーゼルの前面で依然として継続されることとなった。けれどもゼフェリングが協定にかけた期待は、次第にその効果をあらわすようになり、ビーレフェルト協定の成立によって、すでに目的は達成されたと考えた労働者たちは戦線を大量に

離脱するようになり、赤軍の陣営は弱体化を示しはじめる。<sup>⑪</sup>

この状況をみて、当時共産党の中央委員会の代表としてベルリンからルールに派遣されていたウィルヘルム・ピークは、休戦を認めて状況の中から救いうるものを救おうとし、労働者が地区防衛隊に加入することによって武器を保持する可能性を指摘し、エッセン中央評議会はこの提案の趣旨にのっとり、三月二七日にベルリン政府に休戦交渉を申出たのであつた。当時ベルリンではバウアーに代つて、ヘルマン・ミュラー（社会民主党）を首班とするワイマール連合政府が成立していたが、ミュラー政府は翌日に最後通牒として回答をおくり、その中で政府はこれ以上の協議を拒否し、三月三〇日正午までに、憲法の承認、国家の行政機関及び安全保障機関の再設立、赤軍の解体などの諸条件の受諾と実現の保証を要求し、そして赤軍武装解除の方法や手続については別にヴァッター將軍の指令に従うことを指示したのである。<sup>⑫</sup>

エッセン中央評議会は二九日に政府の最後通牒をビーレフェルト協定にもとずいて受入れることを決定したが、しかしそれには同協定の第九条により、労働者は赤軍の解体

ののちにも、地区防衛隊の編成により武器を保持できるという了解を含んでいた<sup>⑧</sup>。しかし同じ日にウァッター將軍から伝達された武装解除の方法についての指示は、折角もり上つてきた休戦の機運にあらたな障害をもちこむものであった。即ちウァッターはその伝達の中で、第九条に何ら言及することなしに、三月三〇日午前十一時までに、凡ての執行委員会の解放、赤軍による武器の即座引渡しをきつぱりと要求したのである。これにたいするエッセン中央評議會の回答は、ウァッター將軍の通達の拒否と再度のゼネスト呼びかけであつた。即ち中央評議會は、ウァッターの要求は時間だけからみても技術的に履行が困難であり、むしろ実現不可能な条件をつきつけて、事態の平和的解決を妨害し、ルールに国防軍を進軍させる意図をもつてだされたものとうけとられたのであつた<sup>⑨</sup>。

エッセン中央評議會は再度のゼネストの布告とともに、使者をベルリンに送り、社会民主党、独立社会民主党、共産党及び労働組合の指導者たちと状況を討議し、エッセンが呼びかけたゼネストを全国的規模にまで拡大することを計つた。三〇日にはベルリンで上記の人々との間に会談がお

こなわれ、政府にたいして、事態解決の前提としてビーレフエルト協定を認め、ウァッターの通達は同協定違反である故それを取消すこと、並びにウァッターの罷免、最後通牒の期限の延期が要求された。これにたいし政府は労組の圧力に譲歩して、ビーレフエルト協定を承認し、最後通牒の期限を四月二日正午まで延期するとの回答をよせたが、ウァッターの罷免は拒否したのであつた<sup>⑩</sup>。ウァッター將軍の高圧的な態度に不賛成であつたゼフェリングは、この政府による最後通牒の期限の延期を利用して、労働者の間に生じた休戦条件についての不良な印象をとりさるため、三一日にあらためてミュンスターに、三つの労働者政党及びエッセン中央評議會の代表者を招いて、ルールにおける武力闘争を終焉させるための会議を開いた。その結果、いわゆる「ミュンスターの平和」とよばれた協定が成立し、これによりビーレフエルト協定の主要な前提があらためて確認され、四月二日正午までに武器の引渡しと赤軍の解体が了承され、また国防軍の前進は同日の晩に停止されることが同意されたのである<sup>⑪</sup>。ひきつづいて翌日には、エッセンにルール諸地域の執行委員会の総会が開かれ、これには三六人の社会

民主黨員、一三人の独立社会民主黨員、一〇九人の共産黨員、二人のサンジカリスト、さらにエッセセン中央評議会とスルリンからの代表が参加し、ビーレンフェルト及びミンスターの協定を認めつつ、再度のゼネスト布告を取消し、政府の最後通牒の線にさって武器をおくことが決議された。こうしてルール蜂起はいまや終焉の一步手前にもつたのである。

- ① H. J. Varain, *op. cit.*, S. 173~174.  
 ② C. Severing, *op. cit.*, S. 262; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 101~102.  
 ③ Werner T. Angress, "Weimar Coalition and Ruhr Insurrection, March-April 1920: A Study of Government Policy," *The Journal of Modern History*, vol. 29, 1957, pp. 8~9.  
 ④ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 107~108; W. T. Angress, *op. cit.*, p. 9.  
 ⑤ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 111~112; W. T. Angress, *op. cit.*, p. 9.  
 ⑥ C. Severing, *op. cit.*, S. 263.  
 ⑦ 以下 Vgl. C. Severing, *op. cit.*, S. 263~265; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 112~114.  
 ⑧ W. T. Angress, *op. cit.*, p. 8; H. Spethmann, *op. cit.*, S.

103.

- ⑨ C. Severing, *op. cit.*, S. 262.  
 ⑩ E. Brauer, *op. cit.*, S. 51~52; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 99~100.  
 ⑪ E. Brauer, *op. cit.*, S. 53; H. Spethmann, *op. cit.*, S. 117~121. おきても少しふれたように、ルール蜂起の日々における労働者政党、労組、蜂起した労働者側の執行委員会の動向はかなりいり乱れており、そこには統一的な連繋が全然なかったと云つてよい。いわゆる赤軍の支配下におかれなかつたルール地域の労働者政党と労組及び赤軍に参加していた労働者側の執行委員会の立場が別個なものであるばかりか、労働者政党のケルリン中央指導部とルール地域の指導部、そしてまた同じ党でもルール諸地区相互間で立場は別箇であり、それぞれが独自性をあつて行動したようである。既述のようにビーレンフェルト協定は、社会民主党から共産党にいたる諸政党の代表によつて署名されてながら、それは実はある地区からの代表にすぎず、全体では何ら拘束力をもつものではなく、上記のような構成メンバーをめぐり、ハンヤン中央評議会はなお戦闘を継続しようとしていたのである。
- ⑫ E. Brauer, *op. cit.*, S. 73; W. T. Angress, *op. cit.*, p. 12.  
 ⑬ E. Brauer, *op. cit.*, S. 74.  
 ⑭ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 144~145.  
 ⑮ W. T. Angress, *op. cit.*, p. 14.  
 ⑯ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 145~146.

- ① *ibid.*, S. 148~149.  
② W. T. Angress, *op. cit.*, pp. 14~15.  
③ H. Spehmann, *op. cit.*, S. 157~158.  
④ *ibid.*, S. 160~164.

### 三 ベルリン八か条協定の成立

ここでわれわれはルールの情勢から眼を転じて、ベルリンにおいてはカップ一揆敗退後、どのような事後処理が講じられつつあったのかを一瞥してみよう。

さきにも述べたように、三月十七日にバウアー政府はカップ一揆への勝利を上げるとともに、平常の事態への復帰をはかるためにゼネスト中止の布告を発したのであるが、しかし労働者側は、ただたんに一揆への勝利に満足して職場に復帰しようとはしなかつた。即ち彼らはゼネスト終結を条件として、あたらしい政治目標を掲げ、政府にその受入を迫つたのであつた。<sup>①</sup>十八日以降、ドイツ労働総同盟、自由被用者連盟、ドイツ官吏同盟及びベルリン労組委員会と、他方で社会民主党、中央党、民主党にいたる政府与党の代表者との間に協議がおこなわれ、三月二〇日には以下の八か条の要求で協定が成立するにいたつた。それはほぼ

以下の内容を含んでいた。<sup>②</sup>

一 出席した政府与党の代表者は、ライヒ及びプロイセンにおける差迫つた政府の新形成にさいしては、諸政党の人事問題は、ゼネストに参加した労働者、被用者、官吏の労働組織の了解によつて解決され、これらの組織に、人民代表権の維持のもとに、経済政策及び社会政策上の立法の新規制に決定的な影響力が与えられるよう国会議員団のもつて尽力する。

二 一揆もしくは立憲政府の転覆に責任のある凡てのもの、並びに非合法政府に奉仕した凡ての官吏の即時武装解除と処罰。

三 全行政官庁及び経営管理層からの、とくに指導的地位にある反革命的勢力の徹底的な追放、並びに信用における人物による補充。公的職務において、政治上及び労働組合上の根拠から規制をおこなう凡ての組織代表の再編入。

四 労働者、被用者及び官吏の経営組織の共同決定のもとにおける、民主的基礎での行政改革の迅速な遂行。

五 労働者、被用者及び官吏に完全な社会的経済的同権を与える現存の社会立法の即時完成並びに新社会立法の創

定。官吏の自由な権利の急速な導入。

六 職業団体の代表が加入する社会化委員会の決議にもとずき、成熟した経営部門の社会化の即時着手。石炭及びカリ・シンジケートのライヒによる引継ぎ。

七 憲法に忠実でなかった凡ての軍事的部隊の解散並びに信頼される共和主義的な人々、とくに労働者、被用者及び官吏からなる部隊による補充。

八 必要な場合には没収による、凡ゆる生活資料の効果的な把握、並びに都市及び農村における暴利と不正取引の克服の強化。

さてドイツ労働総同盟、自由被用者連盟、ドイツ官吏同盟の幹部は、以上の協定成立とともに、ゼネスト終結を呼びかける布告を発したが、しかしこの協定成立をもつても、なお下部の労働者側はストライキを中止しようとはしなかつた。加うるにベルリンでは軍隊と労働者との間にまたも武力衝突がおこつて、政府により首都に戒厳令が施行されるという事態さえおこつた。このストライキ継続の主要な理由は、労働者側によつて要求されていた国防相ノスケ辞任の遅延であつた。<sup>④</sup>そこで自由労働組合の総務委員会会長

レギエンと社会民主党首ウエルスは強力にエーベルトを説得して、二二日に辞表を受理させたが、これとともに同日にはドイツ労働総同盟、自由被用者連盟、ベルリン労組委員会の代表と社会民主党及び独立社会民主党幹部との協議がおこなわれ、首相バウアーの確約をえたのち、政府与党は八か条要求の実現にむかつて尽力すること、ベルリンの軍隊はシュプレー運河の線まで撤退し、戒厳令はただちに撤去されること、ルール地方における労働者は攻撃されないこと、プロイセン保安隊への労働者の編入について労組と協議することなどを条件として、三月二三日をもつてゼネストを中止することを決議したのである。<sup>④</sup>

この時点において、労働者階級はその勢力の絶頂にあつたといえるであろう。共和制の危機の瞬間に、彼らは党派の相違をこえて、十一月革命以来の民主主義と若干の社会的獲得物を防衛するために、結束して行動へとたちあがつたのであり、はじめてゼネストという闘争手段が実施されたのであつた。カップ政府が退場したとき、バウアー政府はただちにゼネストの中止を訴えたのであるが、しかし労働

者側は、そのもとでカップ一揆という試みが可能となるようなスタトオス・クオが再び戻ってくることを欲しなかった。十八年十一月以来の諸成果は、ほとんど不変のままにあたらしい国家体制の中に存続している、従来の社会経済構造や行政制度によって再び圧殺されるかもしれない。カップ一揆は、このような旧秩序復帰の可能性をまざまざと示したものであった。そしてこのような危惧の念が労働者大衆をして、ただたんにカップへの勝利に満足するだけでなく、三月二〇日の八か条協定の成立へといたらしめたといつて差支えない。そこでつぎの段取りは労働者代表だけによって構成される政府の形成であった。もしこのような労働者政府が樹立されたならば、十八年十一月以来の政治上社会上の諸成果は確実なものとなされたばかりでなく、さらに一層おしすすめられ、そのさいとりわけ、その態度において共和制に敵対的であった帝制派軍部の士官団は決して寛大には取扱われなかったであろう。これまで成功をみなかった、組織労働者から主として構成される民兵の創設という課題は、労働者政府のもとでは成功したかもしれない。いまや共和国の敵対者たちの性急な行動によって、再び労働者側によいチャンスがおとずれたといふことができるであろう。事実、右派系の新聞は当時、独立社会民主党と社会民主党との和解から生ずる、あらたな危険がブルジョアジーをおびやかしていることをかきたてていたのである。<sup>⑥</sup>

この労働者政府樹立の問題は、さきの八か条要求をめぐる協議と平行して、労組と労働者政党との間に協議がおこなわれたのであった。まず共産党は、社会民主党と独立社会民主党から構成される労働者政府にたいする支持を独立社会民主党からとわれたとき、三月二一日に労働者政府の樹立は、政治的自由の観点から望ましいが、党はこのような労働者政府には「忠実な反対」政策をおこなう旨、決定し、そして「忠実な反対」政策とは、暴力的転覆の準備はおこなわないが、自党の目的を煽動する自由はもつという説明をおこなったのである。<sup>⑦</sup> ついで翌二二日には労組側と社会民主党及び独立社会民主党との間に労働者政府樹立をめぐる協議がおこなわれ、キリスト教労組及びヒルシュ・ドゥンカー労組の代表も入閣すべきことに意見の一致をみたのであるが、<sup>⑧</sup> しかしこの労働者政府樹立の試みは、結局は独立社会民主党と中央党及び民主党の振舞いによって流産

する。即ち独立社会民主党は、この労働者代表だけによつて構成される政府の中にも、ただ資本の専制しかみようとしなかつたドゥミッシェを中心とする左派の主張により、拒否へと踏切り<sup>⑧</sup>、他方で社会民主党が労働者政府の樹立には中央党、民主党の支持が必要と考へて、両党に支持を要求したとき、中央党と民主党は拒否する態度にでたのであつた。その結果、労働者政府樹立の企ては失敗し、代つてワイマール連合諸党の間に、新内閣形成の協議がおこなわれ、三月二七日にはヘルマン・ミュラー内閣が成立することとなつた<sup>⑨</sup>。

この労働者政府樹立の失敗の主要な原因は、独立社会民主党、とくにその左派の教条主義的な固定観念に帰せられるであろう。A・ローゼンベルクも指摘するように「当時、全く可能であつた、このような労働者政府は、軍隊とドイツ行政を民主化し、革命の後退してゆく發展をおしとどめた」<sup>⑩</sup>かも知れない。しかしこの時、独立社会民主党が協力を拒否したので、社会民主党は再びワイマール連合とどうもとのスタイルに戻らなければならなかつた。労働者政府の構想からワイマール連合政府形成への歩みは、労働者側

からみれば、おそらく一歩後退であつたであろう。しかしこの時までには、すでにベルリンの八か条協定及びルールでのビーレフェルト協定が成立しているものであり、もしこのベルリンとルールでの両協定を積料として、労組とワイマール連合との間に密接な協力関係が生れ、かつ強個に継続したならば、ドイツの民主化は矢張り、一層おしすすめられたであろう。したがつて、以後の事態は大部分、労組とワイマール連合との協力関係の存続にかかわつていたといえるであろう。しかし、なによりもまずこのワイマール連合が二〇年六月六日の選挙で敗北し、退場しなければならぬようになるのである。ワイマール連合の敗北へと導いた主要な原因の一つは、ルール蜂起のさいに示された政府の振舞及びそれへの選挙民の批判であつた。そこでわれわれは、ここでベルリンから離れ、再びルールに眼を転じてみよう。

⑧ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 174; Wilhelm Hoegner, *Die Verordnete Republik: Geschichte der deutschen Gegenrevolution* (München, 1958), S. 68.

⑨ Vgl. H. J. Varain, *op. cit.*, S. 176~177; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 68~69.

- ⑧ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 177. このノスケ辞職問題については、すでに三月十八日、政府がなおシエトツツガルトに避難していたさいに開催された国民議会において、社会民主党のシアイデマンが国防軍の徹底的な改革と信用のおけない士官の罷免を主張して、ノスケの国防軍政策を攻撃したとき、ノスケはただちに大統領エーヌルトに辞表を提出し（Friedrich Stampfer, *Die Vierzehn Jahre der ersten deutschen Republik* [Hamburg, 1947], S. 174; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 68). 上記の八か条協定もはじめはノスケ辞任を含む九か条として労組側から要求を述べたのであったが（H. J. Varain, *op. cit.*, S. 174~175）、しかしエーヌルトは辞表を受けず、ノスケがなお役職に止まらざるを希望したのであった。（F. Stampfer, *op. cit.*, S. 176）.

- ④ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 178; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 69.  
 ⑤ W. Hoegner, *op. cit.*, S. 70.  
 ⑥ Ossip K. Flecktheim, *Die Kommunistische Partei Deutschlands in der Weimarer Republik* (Offenbach a. M., 1948), S. 64.  
 ⑦ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 177.  
 ⑧ O. K. Flecktheim, *op. cit.*, S. 63.  
 ⑨ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 178; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 70.  
 ⑩ 上述の中央党、民主党の労働者政府支持への拒否が、つたえられたのち、三月二三日にワイマール連合政党と閣僚間に内閣の

大幅な改造をめぐる協議がおこなわれ、二五日にはあたらしい閣僚の顔ぶれも決定したのであったが、レギエンはこの決定に異議を唱え、副首相シッファアーと Hagag の総裁クノーの入閣に反対した。その理由としては、シッファアーがカップ政府と取引をおこない、しかも三月十八日にパウアー政府もしくは労組との連絡なしにゼネスト中止を訴えたことがあげられ、クノーにかんしては、彼が最近までドイツ人民党に加入しており、しかも人民党の指導者シエトレーゼマンはカップ一揆にたいし疑わしい態度をとったことがあげられた。そこで内閣改造の協議は失敗し、パウアーは二五日に退場し、代ってヘルマン・ミッラーが首相に就任する。（H. J. Varain, *op. cit.*, S. 179）.

⑪ A. Rosenberg, *op. cit.*, S. 368.

#### 四 ルール蜂起の終焉とその政治的余波

さきにも述べたように、四月一日にはエッセンに地区の執行委員会の総会が開かれて、ミンスターの平和を受入れる決議がなされ、ルール蜂起は終焉の手にあつたのであるが、しかし結局ルールの事態は国防軍（義勇軍）による武力鎮圧という手段で処理されることになるのである。事態をこのような帰結にまでもたらしたのは、当時ミュールハイムに形成されていた軍事指導部の極端な行動であった。ミュールハイム軍事指導部は、ビーレフェルト協定成

立の直後に結成され、はじめはエッセン中央評議会の指導に服し、それとよく協働していたのであったが、<sup>①</sup>ここには極左的なドイツ共産主義労働者党 KAPD 及びサンジカリストの影響力が強く、彼らは休戦をあくまで認めず、ルール蜂起をその極限にまでおしすすめようと計ったのであった。即ちエッセン中央評議会がミュンスターの平和受諾を決議したさい、ミュールハイム軍事指導部の影響下にある赤軍の指揮者たちは、これに同意せず、闘争の継続を叫んで、かえってエッセン中央評議会を武力で放りだそうとしたのであり、これにたいしエッセン側は自らの決議を強制することができなかつた。そこでエッセン中央評議会は自らの安全を求めて、バルメン市に移動しなければならなかつた。<sup>②</sup>

このミュールハイム軍事指導部の過激な方針により、依然として戦闘が継続されることとなり、ルールは混乱と無秩序の坩堝の中におかれる。そして各方面から国防軍の進撃による、秩序と安全の恢復を願う叫びが声高くあげられたのであった。そこで政府も、ついにルール蜂起の武力鎮圧を決定することとなり、四月三日にはヴァッター將軍を通

じて総攻撃の命令を下し、四月八日までにほぼルールを赤軍の支配下から解放するのである。<sup>③</sup>こうしてルール蜂起はおびただしい流血と財産の破壊のもとに終焉するが、それではその政治的余波はどのようなものであったであろうか。

ルール蜂起の解決にあたって、ゼフェリングをはじめ政府が何よりも努力したのは、これ以上の流血を回避し、妥協によつて事態を平和的に処理することであつた。政府はこの方法によつて、凡ての人々を満足させようとした。だが結局それは凡ての人々を満足させなかつたのである。ルールが赤軍の支配下におかれて以来、一方では政府に救援を求める叫び声が都市や農村からたえずあげられており、ベルリンには数多くの請願書が送られていたのであつた。<sup>④</sup>

例えばデュイスブルクにあるニードー・ライン商業会議所の政府あての請願書はいう——「政府が三月二八日の最後通牒を、今日まで行為のうえですら実現せず、待期している軍隊の進撃を抑制しているという事実は、当地では住民の凡ての層に深い失望ばかりではなく、激しい怒りと立腹をひきおこしている。……（赤軍の支配圏内では）……金銭の強奪が一般的におこなわれている。食料品店やその

他の商店は掠奪しつくされ、強奪されており、私人の宅においても全般的に掠奪がおこなわれようとしている。掠奪兵が多数、落伍して都市や農村を焼打ちのおどしで強奪をおこなっている。われわれは政府の無責任な不活動に断乎として抗議する。政府の躊躇は權威への最後の信頼をも消滅させ、すでになされた測りしれない損害を倍加させるものである。われわれは、この瞬間においてドイツのもっとも重要な工業地帯の工業、商業、小営業及び勤勉な住民を救済するべき何ごともなされないことに抗議する。われわれはわが地域の経済的な死活の利害の名において、即座の行動を要求する<sup>⑤</sup>。また秩序の恢復を求める願いは、一部の労働者からもなされたのであって、例えばデュイスブルクのキリスト教金属労働者連盟はつぎのように首相に訴える——「市民とキリスト教労働者は、政府が国防軍による進撃と秩序の創立を阻止しているという、きわめて大きな憂慮の中におちいつている。急速で断乎とした行動が差迫って必要とされる。これがおこなわれなければ、政府への信頼はゆさぶられる。……ビーレフェルト協定の違反は許されてはならない」<sup>⑥</sup>。

このように政府は、一方では迅速に決断を下して国防軍を派遣し、ルール赤軍を鎮圧することを要求されたのであるが、他方でまた政府の行動は、国防軍による鎮圧に反対する労働者側の決議により制肘される。さきにものべたように、三月二二日のベルリンにおける諸労組と社会民主党及び独立社会民主党幹部との協議においては、ルールの武装労働者は攻撃されないとの確約を首相バウアーからえたのちに、ゼネスト中止が決議されており、三月二八日の政府の最後通牒がだされたのちにおこなわれた、三月三〇日のベルリンでの諸労組の会談においても、ルールへの国防軍の進撃にさいしては、あらたにゼネストが布告されるべきであるという考慮がなされている<sup>⑥</sup>。そして何よりもルールにおいて、政府自身の与党に属する社会民主党員が多数、蜂起に参加しており、例えばニーダー・ライン地区の社会民主党の指導部は、三月二九日に国防軍の進撃に反対して、つぎのような通告を政府に送っている——「工業地帯への国防軍の進撃は、独立社会民主党と共産党と協働して、ゼネストを呼びかけ、国防軍を打倒するために、凡ての武器を動員することをわれわれに義務づけるものである。同様に

われわれはライヒの他の部分における同志たちに、ゼネストと武装及び防衛のための連帯性をただちに呼びかけるであろう。全国防軍は共和国と社会主義にとって危険な存在である<sup>⑧</sup>。ルール蜂起の解決にあたって、政府が示した不決断と妥協的態度の背後には、このような労働者側からの拘束があったのである。

そこでルール蜂起の日々において政府のまえにおかれた二者択一は、再び一九一八年十一月の日々の状況をわれわれに想起させる。即ち政府はルール赤軍の支配を認めて大幅に譲歩をおこなうか、それともたった今その共和国への忠誠が疑わしいことを示した国防軍の支援を仰ぐかという選択のまえにたたされる。だが前者の途は、場合によっては蜂起がルール地方をこえて全国に拡大するおそれを含むであろう。そこで政府のとった手段は、再び国防軍と妥協することであり、その実力によるルールの解放に備えることであった。十八年十一月にはエーベルトはグレーナー將軍に救援を仰いだが、今度は彼の相手は国防軍最高指揮官ゼークト將軍であった。そしてゼークトはエーベルトと協議のうえ、たった今共和国政府をベルリンから放り出した

ばかりのエアハルト義勇軍をはじめ、その他の義勇軍の軍団をルール地方に派遣したのであった<sup>⑩</sup>。

しかしこの処置が労働者側を憤激させたとすれば、それはルール蜂起が最後には鎮圧されたという事実、及び使用された部隊が義勇軍であり、そして彼らによってまたもやルール地方で演じられた無軌道な残虐行為であった。義勇軍が進撃する地方では、いたる処で非合法的な即決軍事裁判それとは断定できない容疑者の射殺などの数々の粗暴な振舞がくりかえされたという<sup>⑪</sup>。義勇軍の出勤による武力鎮圧という事実は、とくに独立社会民主党や共産党には、ゼフェリングをはじめ政府指導者は、結局ルールの労働者をカップ主義者の側に売渡したのであると受取られた。即ち彼らの眼には、ウァッター將軍の真意はどうであれ、カップ一揆の日々に示されたウァッターの共和国政府への忠誠態度の不鮮明さがしばしば労働者側から非難され、彼の罷免が要求されたに拘らず、ベルリン政府が彼を弁護したことが、ビーレフェルト会談に国防軍代表を招待しなかつたゼフェリングの手落ちから、国防軍はビーレフェルトの休戦条項を無視して、軍を移動させる自由をもつたことなどは、つ

まるところビーレフェルト会談をはじめとする政府の妥協は、赤軍の陣營を分裂させて弱体化し、国防軍に時間を与えて武力鎮圧の体制を強化させ、ルール労働者側には逆に

譲歩と屈服を迫りつつ、最後にはこれを鎮圧するための計りごとと映じたのであった。彼らは結局政府にしてやられたというルサンチマンをもち、ここに政府攻撃の絶好の口実を見出したのであった。<sup>⑭</sup> なかでもその存在が共和国にとって、甚だ危険であることをまざまざと示した義勇軍がまたも使用されたことは、社会民主党系を含む多くの労働者の間に強い危惧の念と憤懣をまきおこすものであり、即ちルールにおいて最後の戦闘が演じられていた四月六日に、ベルリンでは労組と労働者政党との間に協議がもたれ、ルールにおける秩序の確立はビーレフェルト協定により形成されるべき地区防衛隊 *Ordnung* があたり、国防軍は進撃を中止し、信頼しがたい士官はただちに解任されることなどが翌日政府に申込まれるのである。<sup>⑮</sup> だがもはや手おくれであり、四月八日にはルールはほぼ義勇軍の支配下におかれる。このような情勢をみて、十三日には凡ゆる労組が「反動」への闘争の檄を発し、労組員が地区の防衛隊や保安隊

に加入して、共和主義軍隊建設の端緒をひらくことを呼びかけるほどであったのである。<sup>⑯</sup>

他方でルール蜂起の日々に示された政府の振舞は、労働者を除く一般市民の側から激しい非難をまきおこすものであった。彼らの眼には、労組側がしばしばウァッター將軍の解任を要求したり、ゼフェリングをはじめ政府が即座の武力鎮圧に代って、妥協と協定によって事態を解決しようとしたことは、急進主義の煽動罪にみえ、いたずらに国防軍の足におもりをつけ、赤軍に息をつく余裕を与えたばかりか、蜂起という暴力への屈服と映じたのであった。<sup>⑰</sup> 四月十三日の国民会議において、代議士トリムボルンは政府の弱腰をつぎのように攻撃している——「わたくしによりのべられた（政府の）動揺と躊躇の結果は……それら凡てはわれわれ住民に意気を銷沈させる印象をあたえた。彼らは政府が強力でないかのような感情をもち、われわれ民衆は、このような危機の中では——全く自明のことながら——就中、強力な政府を要求するのだ」。ルール蜂起の暴力に恐怖をいだき、そして政府の躊躇に批判を加えた一般市民は急速にカップ一揆を忘れ、逆に国防軍の中に安全と秩序の支柱を

見出したのであった。事実、国防軍（義勇軍）がルールを赤軍の支配下から解放したとき、ルールの各地域から国防軍への感謝の言葉がおくられたのである。<sup>⑩</sup>

これら三月から四月の日々にかけて、ワイマール連合政府は、自らの敵にたいし二度勝利を収めた。最初の勝利は政府の威信をたかめるものであったが、二度目のそれは左右両派からの非難をあびせられて、政府の声望を失墜させ、その点ではむしろ政府の敗北ともいえるべきものであった。ルール蜂起の処理をめぐる政府の振舞は、ワイマール連合、なかでもその中核である社会民主党の信望を甚だしく傷つける結果をもって終った。

一九二〇年六月六日、国会選挙がおこなわれたとき、ワイマール連合政府にたいし、選挙民の審判は下された。この選挙において、ワイマール連合政党的得票数と議席はいずれも激減した。即ち社会民主党は一九年における得票数一一五〇万（二六三議席）から五六〇万（一一一議席）へ、民

の原因、ヴェルサイユ条約、失業の増大、インフレの進行、工業の社会化の不成功などがあげられるであろう。しかしルール蜂起の解決にあたって示された政府の態度と振舞は、選挙におけるワイマール連合政党的敗北の唯一のとはいえな

いまでも、決定的な原因の一つであった。<sup>⑪</sup>そしてこの選挙ではルール蜂起の日々に一貫して政府の態度を非難しつづけた諸政党的勝利を収めた。独立社会民主党の得票数と議席数は一九年の二二〇万票（二二議席）から四九〇万票（八一議席）へと増大したが、この増大はルールの事態解決に立腹した労働者の可成りの部分が同党的支持へと廻った結果なのであった。<sup>⑫</sup>他方で人民党と国家人民党は一九年における含めて四九〇万から七三〇万票へと得票数を増大させ、議席数もそれぞれ一九年の二二及び四二議席から、六二及び六六議席へと増大させたのであった。<sup>⑬</sup>そしてこの両党的躍進の背後には、ベルリン八か条要求に示された社会化の再開と促進に、中央党と民主党の従来の支持者が不安を感じたという事情もつけ加えられるのである。<sup>⑭</sup>この点で人民党が掲げた「赤い鎖から諸君を解放するのは、ドイツ人民党だけである」という選挙スローガンは、時宜に適してお

ったといふであらう。

この選挙の結果、これまで議席の四分の三の多数を制してゐたワイマール連合は、もはや議会におけるその覇権を維持できなくなり、シュナー内閣は六月八日に退陣し、代つてフーレンツマン（中央党）の主宰する中央党、民主党、人民党の連立内閣が成立する。共和制の成立以来、はじめて労働者政党は内閣から退陣し、代つて重工業の利益政党である人民党が入閣することとなつたのである。

- ① E. Brauer, *op. cit.*, S. 49, 55.
- ② W. T. Angress, *op. cit.*, p. 15.
- ③ R. G. L. Waite, *op. cit.*, pp. 180~181.
- ④ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 151, 159.
- ⑤ *ibid.*, S. 159~160.
- ⑥ *ibid.*, S. 159.
- ⑦ 本誌一二四頁を参照せよ。
- ⑧ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 182.
- ⑨ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 150.
- ⑩ R. G. L. Waite, *op. cit.*, pp. 170~172.
- ⑪ *ibid.*, pp. 181~182.
- ⑫ W. T. Angress, *op. cit.*, pp. 18~19.
- ⑬ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 182~183; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 72.

⑭ H. J. Varain, *op. cit.*, S. 183.

⑮ W. T. Angress, *op. cit.*, pp. 17~18.

⑯ H. Spethmann, *op. cit.*, S. 166.

⑰ *ibid.*, S. 210 ff.

⑱ Evelyn Anderson, *Hammer or Anvil: The Story of the German Working-Class Movement* (London, 1945), p. 76; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 75.

⑲ Vgl. E. Anderson, *op. cit.*, p. 76; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 75; W. T. Angress, *op. cit.*, pp. 19~20.

⑳ E. Anderson, *op. cit.*, p. 76; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 75.

㉑ W. Hoegner, *op. cit.*, S. 75; Albert Schwarz, *Die Weimarer Republik* (Konstanz, 1958), S. 65.

㉒ E. Anderson, *op. cit.*, p. 76; W. Hoegner, *op. cit.*, S. 75.

㉓ A. Schwarz, *op. cit.*, S. 65.

㉔ Erich Eyck, *Geschichte der Weimarer Republik*. Bd. I, *Vom Zusammenbruch des Kaiserthums bis zur Wahl Hindenburgs* (Stuttgart, 1954), S. 220.

## あとがき

六月六日の選挙結果は、とくに社会民主党にとっては一つのカタストロフであつたといえるであらう。この選挙での敗北により、同党は弱体化し、ライヒ内部での指導的地位をよはや保持できなくなり、政権ははじめてブルジ

ユア連合内閣の手に移行したのであった。その結果、ベルリン八か条協定、ビーレフェルト協定の合法的な実現が困難となり、両協定の中における政治、行政、軍事、経済の各方面にわたる民主化要求は、ほとんど実現されずにおわるのである。

一九二二年のドイツ労働総同盟幹部会の報告によると、カップ一揆後における労組の要求のうち、唯一つ実現されたのは社会化委員会 Sozialisierungskommission の再設置であったといわれている。<sup>①</sup> たしかに社会化委員会は二〇年四月にはすでに召集されており、最初の緊急な任務として炭鉱問題を取上げ、その審議も四月二二日から開始されている。そして七月三一日には「炭鉱社会化問題に関する社会化委員会報告」が提出された。だがこの報告書は、その後完全に水割りされて修正されたのち、フェーレンバッハ内閣に提出されたが、政府はもはや社会化問題を何ら真剣に取上げようとはせず、現実の経済過程においては、「民主主義共和国における企業家絶対主義の創出」とまで評価されたような、炭鉱業と最終加工業との縦断的トラスト化が進行したのである。こうして第二次社会化委員会の仕事、

とくに労働者代表によって要求された、炭鉱業における私的資本主義制度の排除、共同経済的利益実現の提案は完全にはおむりさらされて、水泡にきしてしまっているのである。

それではベルリン八か条協定とビーレフェルト協定で要求された国防軍の民主化乃至は共和主義化の問題はどうであつたであらうか。すでにみたように、両協定の中で労働者側は、将校団から反動的分子を追放し、国防軍を共和主義的な民兵制の線にそつて再編し、その補充は労働組合の影響下において行うようとの要求を提出していたのであつた。だが当時エーベルトをはじめ政府の国防軍にたいする立場は決して強力なものではなかつた。政府はカップ一揆を即座に敗北させたが、しかしそれを可能にしたのは、ゼネストという危険な両刃の剣であり、現にルールではゼネストに触発されて、たんに共和主義政府擁護ではなく、社会主義ドイツ樹立をめざす赤軍の蜂起がおこつていたのである。そしてすでにみたように、ルールにおける蜂起を鎮圧し、政府がその權威を再び確立するには国防軍の協力を必要としたのであつた。それ故政府は三月末から四月始めにかけての時点において、一方では労組の要求を受入れて

おきながら、それを実現することは、他方において国防軍の離反を招き、ことによると左翼急進主義に屈服しなければならぬという予測の前にたたさされていたのである。

そこでこのようなジレンマに直面させられたエーベルトの採択した途は、国防軍内の理性派ゼークト將軍を国防軍最高指揮官に任命して、十八年十一月にエーベルトがグレンナー將軍との間に結んだあの有名な協定、即ちボルンエヴィズムと戦うために、社会民主党と国防軍とが協力するという協定を、あらたにゼークトととり結ぶことであった。ゼークトは政府の国防軍へのこのような依存という条件を利用して、国防軍を労働組合の影響下に民兵制に再編成する案は一切拒否しつつ、カップ一揆に参加した若い将校と兵士を罷免しないようエーベルトの譲歩をとりつけ、また叛乱にたんなる追従者として参加したものは大赦をおこなって、将校団の追放をまぬがれることに成功する<sup>③</sup>。このようにエーベルトがゼークトを通じて国防軍と妥協する方策を採ぶことによつて、国防軍はベルリン八か条協定やビレフェルト協定に約された条項の実施からまぬかれ、労組の影響から解放された一つの政治的主体として、軍の再

編成が可能とされ、外部からの一切の政治的影響に左右されない「国家内の国家」としての地位を強化してゆくのである<sup>④</sup>。それ故国防軍対策の面でも、労組の要求は完全に水泡にきしてしまふのである。

以上のべたことから、われわれはカップ一揆敗北のちに提出された労働者階級の要求は、その実を結ばなかったといつてよいであろう。ただしこのような結末を招いた原因を、凡て六月六日の選挙結果によるワイマール連合の崩壊の中にだけ求めることは矢張り極端であろう。もし六月の選挙で依然としてワイマール連合が制覇していたとしても、労組の要求が凡て完全に実現されたとはいひがたい。

このことは、とくにその指導勢力である社会民主党首脳たちが、十八年十一月の日々から、政治・経済面でのたんなる民主化要求にたいしてさえ消極的な態度を示し、かつ創造力に欠けた振舞しかみせなかつたことによつても、十分に推察されるところであろう。しかし六月選挙で、もしワイマール連合、とくにその中核である社会民主党が勝利を収めていたならば、事態はもつと変つていたかもしれない。何故なら社会化問題においても、穩健なキリスト教労働組

合の書記長バルトルツシュニェさえ、五月十日に社会化委員会  
の席上で「労働者は炭鉱ではもはや資本家のために労働し  
ようとは欲しない。……この要望の背後にたつものは、単  
に過激な労働者ばかりでなく、また温和な理性的に考えつ  
つある労働者もそうなのである」<sup>⑥</sup>という発言をおこない、  
また七月二五日に開催された自由労働組合系の抗夫連盟代  
表者会議においても、ただちに炭鉱の社会化に着手するよ  
う緊急要求を国会に提出する決議がなされているが、この  
ようにそこには矢張り社会化の実現を求める労働者大衆の  
熱望が根強くいきつづけておったからである。それ故、社  
会民主党の主導のもとに、ワイマール連合が存続し、労組  
の圧力と協力のもとに、八か条協定の実現にむかつて尽力  
がおこなわれたならば、事態はまた変っていたかもしれない。  
しかし六月選挙の結果、ドイツ内部での社会民主党の  
主導権は排除され、代ってフェーレンバッハによるブルジ  
ョア連合内閣が成立したのであり、一九一八年十一月以降  
ドイツ史のコースが、社会民主主義的労働者の主導下に、  
内実豊かな民主主義を樹立しようとした限りでは、その試  
みは一九二〇年の夏に、しかも最終的に失敗したといえる

であろう。<sup>⑦</sup>

① H. J. Varain, *op. cit.*, S. 183.

② 第二次社会化委員会の召集から、報告提出、そして同委員会  
提案の流産にいたるまでの詳細な経過については、有沢広己  
『インフレーションと社会化』（日本評論社・昭和二四年）一  
六二―一七三ページを参照せよ。

③ John W. Wheeler-Bennett, *The Nemesis of Power: The  
German Army in Politics 1918~1945* (London, 1954), pp.  
88~89. 『国防軍とヒトラー』I・山口定訳（みすず書房・昭和  
三六年）八六―八七ページ。Gordon A. Craig, *The Politics  
of the Prussian Army 1640~1945* (Oxford, 1955), pp.  
379~381; Waldemar Erturth, *Die Geschichte des deutschen  
Generalstabes von 1918 bis 1945* (Göttingen, 1957), S. 75.  
④ のちにゼークトの国防軍再建が軌道にのりだしたとき、一般  
兵士の補充には細心の注意が払われ、左翼的傾向の疑いあるも  
のは排除され、工業地帯と都市出身者からの補充も敬遠され、  
農民と以前の下士官の息子からの補充が優先的におこなわれた  
(John W. Wheeler-Bennett, *op. cit.*, p. 99. 山口訳書九五頁  
以下)。なおゼークトによる国防軍再建について詳しくは山口  
定『グレーナー路線とゼークト路線―ドイツ国防軍とワイマール  
共和国(一)』(『立命館大学人文科学研究所紀要』第六号)を参  
照せよ。

⑤ 有沢、前掲書一七〇―一七一ページ。

⑥ 同一七一ページ。

⑦ ただしワイマール連合は、このうち二一年五月〜二二年十一月までヴァルト内閣で復活し、二三年には短期間ながらシュートレーゼマン首相のもとに大連合内閣が形成されている。しかしこれらの内閣の形成は、ベルリン八か条のような協定を背後にもっていないことに留意すべきである。なおヘッソンは、保守勢力の共和制への歩みよりは、社会民主党を政權から排除する過程の中から生まれ、ブルジョワジーの右傾化は、すでにフ

レーレンバッハ内閣成立のさいに開始されていると主張しているが、彼の指摘はこのさい大いに注目すべきであろう（Waldemar Besson, "Neuere Literatur zur Geschichte des Nationalsozialismus," *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 9, H. 3, S. 319~320. 村瀬、前掲書・第五版序文一〇〜一一）。

（大阪学芸大学講師）

lead to the conclusion that the rate of irregular route descent before the *Yung-chêng* period decreased after the *Ch'ien-lung* 乾隆 period and again increased after the *T'ung-chih* 同治 period. This change was caused by *Chüan-na* 捐納, the sale of office from the side of the governing; but *Chüan-na* before the *Yung-chêng* period was carried on for adopting many Manchurian and after the *T'ung-chih* period coquettishly for keeping the Chinese support, and each department has different effect owing to the execution of *Chüan-na*.

By observing this difference, the writer divides the gentry 士大夫 of each province into the *Chüan-na* class and the *K'o-chü* 科舉 class, concluding that the fortune of the *Ch'ing* dynasty, facing a crisis caused by the exploitation of officials of the *Chüan-na* descent, enjoyed its long survival against our expectation, owing to its *K'o-chü* class including the independent peasants who still supported the *Ch'ing* dynasty. The abolition of *K'o-chü* means that the official business had at once no charm as an object of investment and that the traditional Chinese society was dissolved.

## Ruhr Insurrection and the Walk-Out of Weimar Coalition in 1920

by  
Mykio Nakamura

The Kapp coup d'état in March 1920 was the first large-scale military action, that was attempted by the right wing with an aim to overthrow the republican government, since the establishment of the Weimar Republic. This Kapp putsch was, however, easily suffered a defeat by the general strike of workers. After their victory over Kapp the labour-unions, led by The German Federation of Labour (ADGB), tried to realize the political and economic democratization at large, concluding "The Eight Point Agreement" with the government parties as the condition to suspend the general strike. But sparked by the Kapp putsch, workers rose with arms in Ruhr industrial region to establish

the proletarian dictatorship. And the method of the cabinet of Weimar Coalition which they took to repress the Ruhr insurrection, was fiercely denounced by both right and left wing.

At the Reichstag election in June 6, 1920, the verdict of voters went against the cabinet of Weimar Coalition. In this election the parties of Weimar Coalition lost their parliamentary majority, the Social Democratic Party (SPD), above all, could no longer hold her leading position on the political stage of Republic. After the election the bourgeois-block cabinet was first formed since November 1918, and The German People's Party (DVP), the interest party of heavy industry, entered into this new cabinet. As a result, the democratic claims of labour-unions ended completely in a failure under the bourgeois-block government. So long as the course of German history since November 1918 trended towards the establishment of promising democracy under the leadership of Social Democrats, such attempt miscarried ultimately during the summer days of 1920.

## Formation of Counties in the North-eastern District

by

Masayuki Hattori

This article observes the forming process of counties in the ancient north-eastern district from the view-point of the formation of historical area. As in *Mutsu* 陸奥 and *Dewa* 出羽 were established counties as a result of the *Ezo* 蝦夷 conquest, the process of which was unique, we try to understand the historical and geographical character which a county has as a constitutional area by treating the following problems, the forming date of the county, its historical background, its relation to *Jōsaku* 城柵, the form of *Gongun* 權郡, and its scale. Therefore, the history of formation of the county is temporarily divided into four periods and also those periods stand for the areal distribution in the ancient north-eastern districts. Then, we point to the recognition of difference in county's formation between south and north of the line, connecting *Kurokawa* 黒川 hills—Mt. *Funagata* 船形—the *Okachi* 雄勝 Pass—Mt. *Chyōkai* 鳥海, and to *Jōsaku* in the *Okugun* 奥郡 area and district formation by the *Gunke* 郡家 importance of the course from *Gongun* to *Shingun* 真郡, and the formation of a small scale county by the formation of *Gongun*.